

令和4年(2022)年12月1日(木)

令和4年度希少野生動植物種専門家科学委員会

○環境省(鈴木) 本日は御多忙の中、当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度希少野生動植物種専門家科学委員会を開会いたします。

私は、本日の委員会の司会進行を務めます環境省希少種保全推進室の鈴木と申します。開催に当たり連絡事項を申し上げます。

本会議はウェブ会議システムにより開催いたします。会議の様子は、WebEx Eventsにより事前に登録を受けている傍聴者の皆様限定して配信、公開されております。会議中の撮影や録音等の行為は全て禁止とさせていただきますので、御理解願います。

委員の皆様におかれましては、ウェブ会議中は常時カメラをオン、マイクをオフとしていただきます。なお、通信環境に負荷が生じた場合には、事務局からカメラのオフをお願いする場合がございますので、御承知おきください。

御発言の際は、お名前の横にある挙手アイコンまたは画面下側のスマイルマークをクリックして事務局にお知らせください。挙手アイコンは、黒から青に変わると挙手の状態になります。発言の意思は、このマークで確認させていただきます。発言は、委員長から御指名がありましたら、マイクのミュートを解除してから御発言ください。発言が終わりましたら、挙手アイコンを忘れずにクリックしていただき、青から黒色に戻していただくようお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、委員の先生方に事前に電子データで送付させていただいておりますが、画面上に資料を表示しながら進行いたします。御承知おきください。

それでは、本委員会の委員の皆様を御紹介させていただきます。名簿順に御所属とお名前を紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、音声の確認も兼ねて一言ずつ御挨拶いただけますと幸いです。

それでは、御紹介に移らせていただきます。

東京女子大学名誉教授、石井信夫委員です。

○石井信夫委員 石井です。よろしく申し上げます。

○環境省(鈴木) よろしく申し上げます。

大阪府立大学名誉教授、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長、石

井実委員です。

○石井実委員 石井でございます。よろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

公益財団法人山階鳥類研究所副所長、尾崎清明委員です。

○尾崎清明委員 尾崎です。よろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

神戸大学名誉教授、角野康郎委員です。

○角野康郎委員 角野です。よろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

京都大学名誉教授、白山義久委員です。

○白山義久委員 白山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

北海道大学大学院農学研究院教授、中村太士委員です。

○中村太士委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

元・公益社団法人日本動物園水族館協会専務理事、成島悦雄委員です。

○成島悦雄委員 成島です。よろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

国立大学法人筑波大学人間総合科学学術院世界遺産学学位プログラム教授、吉田正人委員です。

○吉田正人委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○環境省（鈴木） よろしくお願いたします。

なお、本日、国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長、中静透委員におかれましては、御都合により御欠席との御連絡をいただいておりますので、こちらで御紹介をいたします。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。環境省は自然環境局長の奥田局長以下、自然環境局の関係する担当官が参加させていただきます。

また、業務受託者として自然環境研究センターの皆様にも御出席をいただいておりますので、こちらで御紹介をさせていただきます。

それでは、本日の委員会の開会に当たりまして、奥田自然環境局長から御挨拶を申し上げ

げます。奥田局長、よろしく申し上げます。

○奥田局長 皆さん、こんにちは。環境省の自然環境局長を務めております奥田でございます。本日は御多忙のところ、オンラインではありますけれども、本委員会に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から自然環境行政の推進に御理解、御協力をいただいていることを、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

今日の会議の主要な議題は、議事に位置づけております国内希少野生動植物種15種の追加でございます。まずは、この検討をお願いしたいと思います。そして、その他の議事として、一つは、11月にワシントン条約第19回締約国会議が開催されましたけれども、ここにおいて附属書の改正、これはこういった採択が行われたかということ、それからそれに伴う国際希少野生動植物種の指定に向けた、この状況について御報告させていただきます。

また、前回の科学委員会以降の希少種の保全行政、この動きとして、1つ目はハカタスジシマドジョウの保護増殖事業計画の策定、そして2つ目は、今年度から開始された新たな取組であるトキと共生する里地づくり、この事業についてそれぞれ御報告をさせていただきますと思います。

自然環境行政全般について言えば、今月中旬、12月の来週から開催される生物多様性条約の第15回締約国会議C O P 15において、新たな世界目標であるポスト2020生物多様性枠組みが決定される見込みとなっております。これに先立ちまして、次期生物多様性国家戦略の議論も進めさせていただいておりますけれども、これは中央環境審議会において、これまで多くの先生方の御協力をいただいて、かなりの議論を行ってまいったところでございます。この中でも希少種の保全は大きな目標である生態系の健全性の回復等に向けて、非常に重要な柱の政策であると言えます。今後の施策展開に向けて、本日いただく御意見も反映させていただきながら、ポスト2020、生物多様性枠組みができた後の最初の国家戦略、できれば今年度中に策定したいと考えておりますけれども、これにも反映をさせていただけたらありがたいと思っております。

こうした今日の委員会の趣旨も踏まえて、本日は科学的な観点から、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

○環境省（鈴木） ありがとうございます。

それでは、ここから議事に移らせていただきます。本科学委員会の委員長は、前回と同様に、石井実委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行につきましては、石井実委員長にお願いしたいと思います。石井実委員長、よろしくお願いいたします。

○石井実委員長 それでは、皆さん、改めましてこんにちは。石井でございます。僭越ながら、進行役というつもりで進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先ほどありましたように、審議事項1件だけ、国内希少野生動植物種の選定ということでございますけれども、忌憚のない御意見を伺えればと思っております。その他のところでは、奥田局長からありましたように、3件あるようでございます。本日も、いつものように活発な御議論を期待しております。

本日の科学委員会ですけれども、ウェブ上でライブ配信しております。報道関係者や一般の方も御覧になっております。また、会議資料につきましても公開となっております。議事の内容を了承いただく際には、画面に向かって手で「○（マル）」と、私に見えますので、そのような形でやらせてください。発言があるときには、これも事務局から説明があったように、挙手ボタンを押すという形でお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、本日の議題、国内希少野生動植物種の選定について、事務局から御説明をお願いします。

○環境省（谷垣） 環境省希少種保全推進室の谷垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から国内希少野生動植物種の選定について、まず資料1-1に基づいて御説明をさせていただきます。

今、画面上に共有されておりますけれども、国内希少野生動植物種、種の保存法に基づく指定種につきましては、現在、427種指定されているところでございます。

2.になりますけれども、今年度の新規指定種につきましては、後ほど資料1-2に基づいて詳細を御説明させていただきますが、これまで現地調査ですとかヒアリングなどを行いまして情報収集した上で、今年7月に専門家の方々にお集まりいただいて非公開での検討会で御意見を伺い、指定の必要性、有効性について妥当であるというような御意見をいただいた15種、動物10種、植物5種を今回候補種として挙げさせていただいております。

この資料にも表1で整理しておりますけれども、このうち国内希少野生動植物種の区分

の中で、商業的に繁殖されたものの、流通、譲渡し等が認められる種類ということで、特定第一種という区分になりますけれども、これに植物を1種。それから販売・頒布目的での捕獲、譲渡等のみが規制されるものとして特定第二種という区分がございますけれども、これについて9種。それから卵や種子が判別できるというものについては、別途指定することになっておりますので、このうち6種については、そうした卵等の指定をすることになっております。

また、この中で6種、動物4種、植物2種が日本固有種又は固有亜種ということになっております。

下に参りまして、今回の指定の特に大きなポイントとしては、まず、ゲンゴロウ類をはじめとする中・大型の水生昆虫をまとめて特定第二種の候補とさせていただいております。これについては、生息地の減少といったこともございますけれども、近年、飼育目的と見られる販売の事例というのも多く確認されてございますので、そうした大量捕獲による影響というのが非常に懸念されているところでございます。そういった観点から特定第二種ということで、そういった需要があるというか、流通が増えているようなものを中心に選定させていただいている状況でございます。

あと、その下になりますけれども、ニホンザリガニを選定させていただいております。これについては唯一の在来ザリガニということになりますけれども、これも近年、飼育目的の販売等という事例が多く確認されてございます。今般、特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律、外来生物法の改正ということがなされまして、お聞き及びの方も多いと思っておりますけれども、アメリカザリガニの規制というものが検討されてきているところでございます。

ですので、それによって外来ザリガニ類全般の流通等が規制されるということになってくる中で、ニホンザリガニについて捕獲の圧が高まるという危険性があることから、今回これも特定第二種国内希少種ということで候補に選定をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページに行って、今回、そのほかいろいろ情報を勘案して、やはり指定して規制等を行うことによる効果があると見られる種を選定させていただいております。詳細は後ほど各種の特徴等について説明させていただきます。

(2)のところでございますが、国民提案制度ということで指定ですとか指定を解除するといったことについて、国民の皆様から提案を募集することができる制度が種の保存法に

ございます。これまで67種、延べ85件を提案いただいておりますけれども、令和3年度の提案件数はゼロ件ということになっております。このうち28種につきましては、もう既に指定済みでございます。この状況につきましては、参考資料4に、その一覧表を載せさせていただいておりますけれども、今回指定するもののうち、コヒョウモンモドキと先ほど御説明したニホンザリガニについては、国民提案も受けて今回指定をするということにさせていただきます。

(3)のところに行きまして、今後のスケジュールでございますけれども、この委員会後、明日から、今回指定ということで御了解をいただきました上で、パブリックコメントを開始したいということで考えております。パブリックコメントを受けて速やかに指定に向けた手続を進めたいと考えているところでございます。

資料1-1につきましては以上になります。

○環境省（早瀬）では続きまして、今年度の指定候補種について、まずは資料1-2に基づき動物について、私、希少種保全推進室の早瀬から御説明をさせていただきます。

資料1-2の1枚目には、今年度の指定候補種15種の一覧をつけております。卵や種子の指定、また特定第一種、特定第二種国内希少野生動植物種の内訳については、こちらの表にあるとおりでございます。

次のページに行ってくださいまして、まずは1番のホムラハコネサンショウウオについてです。ホムラハコネサンショウウオにつきましては、令和4年2月にハコネサンショウウオの一部が分けられて新種として記載された種でございます。ホムラハコネサンショウウオについては、新種として記載されたばかりですので、まだ環境省レッドリストには掲載されていないんですけれども、本種については分布域が限られておりまして、令和4年6月にレッドリストの評価を行っている絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会、爬虫類・両生類分科会にて、当該種については個体数が減少傾向にあると考えられるため、環境省レッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類（VU）に相当するというような評価をされております。

絶滅危惧種の小型サンショウウオ類については、法律や条例などによって小型のサンショウウオ類のうち、絶滅危惧種の全ての種が捕獲や流通などについて何らかの規制がかかるように、昨年度、一定のまとまりを持って種の保存法の指定を行ったところでございます。本種につきましては、新種記載直後から高額な取引も確認されていたということもございまして、今年度、特定第二種国内希少野生動植物種として選定をしております。

続きまして、2番から8番の種についてです。こちらの種については、水生昆虫でございます。今年度は、ゲンゴロウ類をはじめとする中・大型の水生昆虫について、一定のまとまりを持って選定しております。これらの種は、主にため池や水田に生息をしておりますが、近年、ため池や水田そのものの消失ですとか営農方法の変化、また外来種による捕食等によって絶滅危惧種となっております。また、近年では飼育目的と見られる販売も多く確認されていることから、大量捕獲による生息状況への悪影響も懸念されているところでございます。

今年度の候補種のうち、ゲンゴロウやマルガタゲンゴロウについては、国内でも広く分布が確認されている種でございまして、かつては身近にいたような種ではあるんですけれども、一部地域では地域的な絶滅というものも確認がされておまして、全国的に急激な減少傾向にございます。また、エゾゲンゴロウモドキやオオイチモンジシマゲンゴロウについては、山岳部のため池や湧水のある池に生息をしているような種でございましてけれども、こちらも比較的分布範囲は広いものの、全国的に減少傾向が確認されている状況です。

また、ヒメフチトリゲンゴロウやオキナワスジゲンゴロウについては、国内でも南西諸島にのみ生息をしている種でございまして、その中でも近年の生息確認地点数が減少し続けているような状況にございます。

また、8番のコバンムシについては、コバンムシ科に属する水生カメムシ類となっております。平地の水生植物が豊富なため池ですとか池や沼に生息をしている種です。本種についても比較的広い範囲で確認がされているものの、こちらも一部の地域では地域的な絶滅とされておまして、現在、生息が確認されている地点がかなり限られているような状況でございます。これらの水生昆虫については、身近な環境であるため池等の生息環境の保全、また生息環境の改善というものが重要となっていること、また、飼育目的と見られる販売も確認されており、一部の種については大量の販売、捕獲なども確認されていることから、保全活動を妨げずに販売目的での捕獲を規制する特定第二種国内希少野生動植物種として選定をしております。

続きまして、9番のコヒョウモンモドキです。本種については草原に生息するチョウでございます。かつては高原や山岳部の草原に広く分布をしていた種でございましてけれども、草原環境そのものの開発ですとか、管理放棄で草原環境そのものが減少しているということに加えて、シカ食害による食草や吸蜜植物が減少していることによって、良好

に生息できるような場所が急激に減少をしている状況です。その結果、現在、生息が確認されているのは4県のみとなっております。生息地が非常に限られてしまっているという現状から保護を図る必要性が高く、今回、国内希少野生動植物種として選定をしております。

続きまして、10番のニホンザリガニでございます。ニホンザリガニは国内で唯一の在来のザリガニ類となっております、北海道から東北地方にのみ生息をしている種でございます。本種の生息には、水質が良好で水温の低い環境が必要となっておりますが、河川開発や水質汚染などによって好適な環境が減少しております、分布域も減少傾向にございます。さらに、近年、飼育目的と見られる販売量も増加しており、高額での販売というものも確認がされております。一部地域では大量捕獲も確認されていることから、乱獲による悪影響というものも懸念されておりました。

また、外来生物法に基づく特定外来生物へ外来ザリガニ類が指定され、規制が強化されているといったような近年の状況に伴いまして、国内で捕獲や飼育が可能であるニホンザリガニという種そのものへの注目度が上昇して、捕獲圧が高まる危険性も懸念されていたため、販売目的での捕獲や流通を規制することができる特定第二種国内希少野生動植物種として選定をさせていただいております。

動物の候補種の説明は以上です。

○環境省（鈴木） 続きまして、維管束植物の指定候補種について、同じく資料1－2に基づき説明いたします。

今年度の維管束植物の候補種は5種ございまして、絶滅危惧種に選定されている種のうち、タカネマンテマ、サンプクリンドウ、ヒメセンブリの高山植物を3種、トヨグチウラボシと対馬の固有種であるツシマアカショウマを選定しております。

11番のナデシコ科のタカネマンテマにつきましては、我が国では南アルプスの高山帯に分布しております。本種は環境省レッドリスト2020において、絶滅危惧ⅠA類に選定されており、園芸採取、人の踏みつけ、シカによる食害や踏み荒らし等の影響を受けて減少しております。一方で、栽培増殖技術が確立されている種であることから、今回届出をされた事業者の方については販売することができる特定第一種国内希少野生動植物種への指定を検討しております。

続きまして、12番のリンドウ科のサンプクリンドウです。本種につきましては、我が国では、南アルプスの高山帯でのみ確認されている固有亜種になります。本種も、環境省レ

レッドリスト2020において絶滅危惧 I B 類に選定されている絶滅危惧種であり、生育地での採取、人の踏みつけ、シカによる食害等の影響を受けて減少していることから、国内希少野生動植物種への指定を検討しております。

続きまして、13番のリンドウ科のヒメセンブリです。本種につきましても、我が国では高山帯でのみ確認されています。環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧 I B 類に選定されており、生育地での採取、人の踏みつけ、シカによる食害や踏み荒らし等の影響を受けて減少していることから、サンプクリンドウと同様に国内希少野生動植物種への指定を検討しております。

続きまして、14番のウラボシ科のトヨグチウラボシです。今回、唯一のシダ科植物になります。本種についても、我が国では長野県内の一部にのみ生育するという分布が限定されているものになりまして、生育地における採取、自然遷移、産地極限、環境変化の影響がございまして、環境省レッドリスト2020において、絶滅危惧 I B 類に選定されております。このため、今回、国内希少野生動植物種への指定を検討しております。

最後になりますが、15番のユキノシタ科のツシマアカショウマになります。こちらにつきましても、長崎県の対馬にのみ分布する我が国の固有の植物です。本種は、現在、環境省レッドリストには掲載されていないものになりますけれども、分布域が長崎県の対馬にのみ限定されていること、また、生育地周辺でシカ食害等の減少による影響を受けていることに加えて、今後、園芸目的の採取等による減少が懸念されております。このため、令和4年6月に絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会、維管束植物分科会において当該種の評価をいただき、当該種の個体数は限定され、環境省レッドリストでは絶滅危惧 I A 類、絶滅危惧種に相当すると判定いただいたことから、国内希少野生動植物種の指定を検討しております。

環境省では、以上の15種を令和4年度の国内希少野生動植物種の候補種として選定しておりますので、御審議をお願いいたします。

○石井実委員長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいま資料1-1、それから1-2に基づきまして、新たに15種の国内希少野生動植物種を指定したいということで提案がございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問を受けたいと思います。先ほどからの繰り返しになりますけれども、画面下のほうにあります挙手ボタンを使って意思を示していただけだと思います。特にどこも限りませんので、どこからでも結構です。御質問があっ

たらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田正人委員 いずれの種についても、指定については賛成でございます。特にコメントを申し上げたいのは、ゲンゴロウ科についてなんですけれども、水生生物はいろんな理由で危機にあると思うんですけれども、そういった取引ということだけではなくて、今、各地で防災重点ため池の整備が進んでいて、私が住んでいる千葉県でも今行われて計画されているんですけれども、ゲンゴロウ類というのは、やっぱりそういう止水域にすんでいるものが多いと思いますので、そういった整備をする際に、こういった指定をきっかけに、もう一度そういう整備によって大きな影響を与えることがないように、十分調査をした上で進めていただけるように省庁間の連携を取っていただけるとありがたいなと思います。

○石井実委員長 どうも御意見ありがとうございました。環境省のほうから、何かこの件に関してございますでしょうか。

○環境省（谷垣） 環境省の谷垣でございます。御指摘ありがとうございます。

防災重点ため池の課題については、我々も十分に認識しておりまして、基本的に農水省さんのほうでも、そういった廃止の際とか整備の際には調査をするようにといったことで、配慮についても指針等を出していただいているところなんですけれども、こうした水生昆虫、水生生物を指定する機会に、改めてこういったものがあるということを農業部局のサイドでも周知いただくとか、そういったことも含めて農水省さんと意見交換などもさせていただいているところがございますので、少しでも良好な方向に行くように連携をしていきたいと考えております。

今後とも取り組んでいきたいと思いますので、ありがとうございます。

○石井実委員長 どうもありがとうございます。吉田委員、よろしいでしょうか。

○吉田正人委員 ありがとうございます。

○石井実委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。特に御意見はないでしょうか。

では、私からなんですけれども、植物と、それからコヒョウモンモドキがそうなんですけれども、先ほどため池という話がありましたが、ニホンジカの影響、植生の食害がかなり厳しくなっています。現在の傾向としては、ニホンジカ、全国的には密度が減少しつつ

あると思っていますけれども、さらに対策を強化していただきたいというのが私からの意見でございます。この辺、環境省の方で、頑張っていたいただいていると思いますけれども、何かございますでしょうか。

○環境省（谷垣） 今回指定するもののがかなり多くがシカ食害の影響を受けているところですが、特に国立公園内に分布するものなども多いので、そういった管理の中でシカ対策と併せて、種の保存を進めていければと思っていますところ。引き続き、なかなか厳しい状況もございますけれども、力を入れていきたいと考えております。

○石井実委員長 ありがとうございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

今回は15種と割と少なめですけれども、特に意見がないようでしたらば、御提案のあった15種について、本委員会として提案どおり国内希少野生動植物種に指定するということが妥当と認めてよいかどうか、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

それでは、画面共有を切っていただけますか。これで皆さんの顔を出していただきましたので、それでは15種について、国内希少種に指定することについて妥当と思われませんか。認めていただける場合には手で○をつくって意思を示していただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本委員会として、提案のあった15種の指定については妥当ということにしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、その他の議事というのがございますので進めたいと思います。

3件の御報告がありますので、事務局から、これは3件続けていきたいと思います。尾崎係長から「国際希少野生動物種」の追加・指定に向けた今後の方向性等について、それから福島室長補佐から「ハカタスジシマドジョウ保護増殖事業計画」の策定について、それから岩谷室長補佐から「トキと共生する里地づくり」についてということで、続けてお願いします。よろしくをお願いします。

○環境省（尾崎） 野生生物課の尾崎と申します。今年度、国際種に係る政令改正を予定しておりますので、資料2に基づきまして、その概要を御説明させていただきます。

国際希少野生動植物種ですけれども、こちらは種の保存法で国際的に協力して、種の保存を図ることとされている野生動植物種になっております。こちらは指定することによって譲渡し等が規制されるという国内取引規制に当たります。その中で、こちらはワシントン条約の国際取引規制を行う条約ですけれども、附属書Ⅰという商業取引を禁止している

種につきまして、種の保存法でも、施行令において国際希少野生動植物種として指定して、国内取引を規制することになっております。

こちらの種の概要とワシントン条約の概要につきましては、参考資料5を適宜御覧いただければと存じます。

続きまして、ワシントン条約附属書改正を踏まえた種の保存法の施行令の改正について御説明いたします。

先般、11月14日から25日にかけてパナマにおいて、ワシントン条約の第19回締約国会議が開催されました。こちらは石井信夫委員にも御出席をいただきました。ワシントン条約の附属書Ⅰがここで改正をされましたので、それを受けて国際希少野生動植物種の追加、削除等を行うために施行令を改正する予定でございます。

この附属書は、締約国会議が終了した令和4年の11月25日から90日後の令和5年2月23日に発効する予定となっております。種の保存法は、直接の担保法ではないですが、国際取引規制と併せて、国内取引を規制することによって、規制の実効性を確保していくという趣旨で、同日に施行令を施行する予定となっております。

附属書改正提案とともに、締約国会議において命名法に関する修正決議というものが採択されておまして、これに基づいて既に掲載されている種についても分類変更や学名の変更がございました。これを踏まえて既に指定されている種についても、併せて分類や学名等の見直しを行っていくということになっております。

改正対象の概要につきましては、お手元に配付しております資料2別添を御覧いただければと存じます。種の追加が9種類、個体群の追加が3種類、種名変更が9種類、削除が4種類ということで、26種類に変更が発生する予定です。種のほかに亜種もございしますので、種類という言い方をさせていただいております。このほかに附属書Ⅰの改正に係る変更としましては、シジュウカラガンとアホウドリについては附属書ⅠからⅡになりましたけれども、こちらは国内希少野生動植物種として指定されておりますので、改正は行わない予定となっております。詳細につきましては、こちらは速報となっておりますので、改めて12月中旬に改正内容について、この科学委員会に書面協議を行わせていただきたいと思います。その上でパブリックコメントを実施し、2月23日に施行令を施行するというので、何とぞ引き続き、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○石井実委員長 では、続けてお願いします。

○環境省（福島） 野生生物課希少種保全推進室の福島です。資料3に基づいて説明させていただきます。ハカタスジシマドジョウ保護増殖事業計画の策定について御報告させていただきます。

ハカタスジシマドジョウは、平成31年2月に国内希少野生動植物種に指定されておりまして、生息地は福岡県の博多湾流入河川にのみ分布しています。生息数の激減が指摘されておりまして、現在では2河川の限られた範囲でのみ生息が確認されている状況です。この種につきましては、生息河川が都市部も流れているように、二次的自然にも生息しているという特徴を持っています。

生息を脅かす要因ですけれども、一つが河川開発に伴う河川内の湿地の減少、それから河川の底質環境の変化、河川横断工作物による移動阻害等が挙げられています。この種の繁殖の特徴として、水かさの増減がキーになっていると考えられておりまして、そういった環境が河川改修等で失われていることが、減少の要因になっているところでございます。

続きまして、保護増殖事業計画の概要を説明させていただきます。

現在、生息地も2河川という限られた状況でして、積極的に保護が必要な種ということで、保護増殖事業計画が策定されております。令和3年12月24日の中央環境審議会の答申を受けて、令和4年2月21日に策定、告示されているところです。策定主体は環境省と国土交通省となっております。

事業の目標は、自然状態で安定的に存続できる状態とすることとしております。この自然状態というのは、二次的環境も含むとしておりますが、河川環境の中でも、人為的に水かさの増減が起こっているような場所も含みますので、二次的自然環境を含むとしています。

事業区域につきましては、生息地であります福岡県の分布域、それから飼育下繁殖を行う区域を設定しています。

事業の内容につきましては、この資料にも挙げているとおり、1つ目が生息状況の把握ということで、生息状況等の調査、それから知見の集積を進めていくということにしております。

2つ目が生息地における生息環境の維持及び改善ということで、生息水域の形状の維持や改善、それから水際植生が繁殖等にも関わる大事な要素になっておりますので、その確保、それから底質環境の確保、さらに外来種による影響等の把握を挙げています。

それから、この種につきましては、かなり生息数も少ないということで、飼育下繁殖も実施することとしています。

さらに、飼育した繁殖個体の野生復帰も、事業内容に含めているところです。

5つ目として生息地における違法な捕獲等の防止、6つ目に事業を効果的に推進するための方策として普及啓発等を挙げています。

私からハカタスジシマドジョウ保護増殖事業計画の策定に関する報告は以上になります。

○石井実委員長 続けてお願いします。

○環境省（岩谷） それでは、続きまして私から、トキと共生する里地づくりについて御報告させていただきます。野生生物課希少種保全推進室の岩谷です。よろしく申し上げます。

まず、資料4を御覧ください。トキと共生する里地づくりについて、まず本取組の背景を御説明させていただきたいと思えます。皆様、御承知のとおり、これまでトキの保護増殖事業につきましては、新潟県の佐渡のみでトキの野生復帰を行ってまいりました。関係者の皆様の多大な御尽力によりまして、直近、令和4年8月末の推定では、野生下で500羽を超えるまでに生息数が増加してきております。

この佐渡において生息数が順調に増えたことを背景といたしまして、次のステージとして複数の個体群形成ということで、佐渡以外の地域においてもトキの定着を目指すことといたしまして、昨年度の科学委員会においても御報告させていただきましたとおり、昨年7月に保護増殖事業計画を変更いたしました。これを踏まえて、今後、本州等におきましてもトキの定着を目指し、トキと共生する里地づくりを行うことといたしました。

取組の概要といたしまして、2の取組の概要というところで資料の真ん中の辺りですけれども、こちらを御覧ください。トキの受入れに意欲のある地方公共団体と環境省等が連携しながら、トキと共生する里地づくりを推進することとしておりまして、本年5月にトキの生息環境の整備に意欲的な地方公共団体を公募いたしました。今回の公募においては、トキを再導入することによって、A地域と呼んでおりますが、将来的にトキの野生復帰を目指していく里地といたしまして、放鳥は行わない、能動的に再導入していくということではなくて、飛来してきたトキが生息できるような環境整備をあらかじめ進めておこうという地域、B地域と呼んでおりますが、トキとの共生を目指す里地、けれども、2つのパターンの地域を公募いたしました。

選定結果につきましては、資料の3の選定地域及び今後のスケジュールというところを御覧いただければと思います。有識者を含む選定委員会で応募のあった地域の審査を行いまして、トキの野生復帰を目指す里地といたしまして、石川県と能登半島の関係9市町と島根県出雲市の2地域を選定いたしました。また、放鳥は行わないものの、飛来したトキが生息できるような環境整備をあらかじめ進めておく地域、トキとの共生を目指す里地といたしまして、宮城県の登米市、秋田県のかほ市、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県にまたがる18市町で構成されましたコウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムを1地域としまして、合計で3地域を選定いたしました。

このほか、野生復帰を目指す里地といたしまして、新潟県と関係5市町より応募がございましたけれども、こちらにつきましては、一部地域の合意形成等に課題が認められる状態でしたので、応募者からも丁寧に対応したいという旨の申出があったこともありまして、継続審議として取り扱ってございます。この地域につきましては、課題の調整状況等を再度確認した上で最終判断をすることとしておりまして、現在、申請者である新潟県より地元調整に時間を要しているということで報告を受けてございます。現在、最終的な調整を行っているという状況と聞いておりますので、その最終報告を待つて判断したいと考えてございます。

また、先日11月28日には、今後、円滑にトキが生息できる環境整備等を進めるために、佐渡市及び今回選定された各地域が情報共有を図る場といたしまして、トキと共生する里地づくりネットワーク協議会を設立したところであります。こういった場をうまく活用しながら、地域間で情報共有を図りながら、環境整備を進めてまいりたいと考えております。

中長期的なスケジュールといたしましては、今後、少なくとも2025年度まではしっかりとトキが生息できる環境整備を行い、その後、その進捗状況等を確認の上、専門家の方々の御意見もいただきながら、放鳥の適否や時期などを判断したいと考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○石井実委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、3件の報告を受けたということでございますけれども、まだ時間があるので、こここのところは、一つずつ御意見、御質問があったら受けたいと思います。

資料2ですけれども、これは国際希少種の指定ということですが、パナマで開かれたワシントン条約の第19回の締約国会議で附属書Iが改正されたということで、資料3

にあるように、これが発効する90日後、令和5年2月23日に施行令を施行するという
ことで、このときに書面協議になるということでございます。

では、この件に関しまして委員の皆さんから御意見、御質問等があったらお願いしたい
と思います。では、また挙手ボタンでお願いいたします。石井信夫委員、お願いいたしま
す。

○石井信夫委員 ありがとうございます。私、このワシントン条約の締約国会議に出席し
たので、少しコメントしたいと思います。

私にとっては締約国会議の出席は13回目で、30年以上関わってきたことになるんですけ
れども、環境省が担当している陸上動物の話に限ってコメントしたいと思います。今回の
会議では、今日の話とはちょっと論点がずれるんですけれども、ナミビアのシロサイ個体
群は順調に個体数の回復が見られるということで、附属書ⅠからⅡへダウンリストの提案
が採択されたということとか、それからカバの提案がありまして、国際取引禁止の提案が
出たんですけれども、これはアフリカの南部諸国では生息状況が良好だということで、反
対が多くて否決されています。

それから、南部アフリカ諸国のアフリカゾウが附属書Ⅱに今あるんですけれども、それ
をⅠに移して、国際取引を全面的に禁止するという提案も、これも反対が多くて否決され
たということで、環境省の考え方に照らしても、妥当な決定というのがされたんですけれ
ども、その一方で、同じ南部アフリカ諸国の象牙取引の提案が認められないとか、地域社
会と協力して個体数の増加とか生息域の拡大を達成した、保全に成功した原産国の努力が
評価されないという決定がされました。

それから、今回の会議でかなり多くの両生・爬虫類が附属書Ⅱに、中にはⅠになったも
のがありますけれども、附属書Ⅱに掲載されることが決まったんですけれども、国際取引
が及ぼす影響というのを考えると、そんなに取引されていないものもあったりして、保全
上の意味がいま一つ不明だという決定も多くありました。中には試しにやってみたらどう
かということで日本も賛成した提案もあるんですけれども、そういう決定が多くありまし
た。

国際条約というのは、基本的に、加盟することが締約国の利益にならなければいけない
ものだと思うんですけれども、ワシントン条約について言うと、保全に対するアプローチ
は多様であるはずで、たとえ自分の国の考え方と違っていても、個々の加盟国が自国の資
源利用をしたいと考える場合には、それが実現するように、それから資源利用の権利を保

障するように、ほかの国はできるだけ協力とか支援をするものだと思うんですけども、ほかの国がある国の資源の使い方について制限をかけるような考え方を押しつけるという動きが強くて、保全に成功した国がなかなかそのことを評価されないというのが実態で、そういう動きが相変わらず強いと感じました。この条約は、来年の3月で条文の採択から50年経つ条約なんですけれども、全体としてはやや機能不全に陥っていると考えました。

すいません、少し長くなりますけれども、そういう中で日本の環境省は持続可能な資源利用と国際取引管理を通じて保全を達成しようという原産国があったら、できるだけその意向を尊重するという立場を、消費国として、いわゆる先進国が多いんですけども、消費国としてそういう考え、かなり独自の考え方だと思うんですけども、そういうのを貫いていたと思います。

今回の会議でも、そういう考え方に従って環境省の担当者の人たちは、対処方針を考えて、議事が刻々と進む中で他国との交渉も進めて、議場でも意見表明をしていたということで、私にはとてもそういうことはできないんですけども、ほかの省庁の担当者の方もそうでしたけれども、とにかく皆さんの頑張りを賞賛したいと思います。こういうことを積み重ねてきたので、ワシントン条約の世界では、日本への信頼というのは非常に大きくて、こういう努力で支えられているということを再認識しました。

会議の中で、日本に対する批判は全くと言っていいほどなかったことも強調したいと思います。特に環境省との関わりでは、日本の合法的な象牙市場がアフリカゾウの密猟に関係しているという指摘はなくて、公式の会議文書にも出てきません。もう少し調べたらというようなことは、決議が改正されて少し入っているんですけども、そういう状況だということです。

もちろん、課題もあって、例えばですけども、なぜ業界を抱えているわけでもない環境省が南部アフリカのアフリカゾウの象牙取引を支持するかとか、それから日本と関わりの特に強くないエスワティニ王国という国があるんですけども、その国のシロサイのサイ角取引提案に賛成するかということを、その提案に対する日本とか環境省の考え方、賛否の理由を、国内向けもそうだし、ほかの国に対しても、もっと説明していくことが必要かなと思いました。これは私自身も責任の一端を担っていると思いますけれども、そんなふうに思いました。

ちょっと長くなりましたけれども、ワシントン条約の締約国会議に関連したコメントです。

○石井実委員長 どうもありがとうございました。石井信夫委員は13回目ということで、30年以上関わられています。それだけでも敬意を表したいと思いますが、今日は会議の様子、雰囲気伝えていただいて、どうもありがとうございます。

続きまして、尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎清明委員 ありがとうございます。先ほどの報告の中でアホウドリとシジュウカラガンについて、国内希少種だということで詳細は報告されなかったと思うんですが、ダウンリスティングがされたんでしょうか、そのところは明確じゃなかったんですけれども。

○石井実委員長 御質問ですね。では、このところは尾崎係長ですね。お願いします。

○環境省（尾崎） 失礼いたしました。シジュウカラガンとアホウドリについては、附属書Ⅰから附属書Ⅱへのダウンリストが採択されておりまして、国際的な規制については附属書Ⅱとして取り扱われますけれども、国内ではもう国内希少野生動植物種として規制されているものですので、特段の取扱いの変更はないということになります。

○石井実委員長 尾崎委員、よろしいでしょうか。

○尾崎清明委員 はい、分かりました。ちょっと確認なんですけど、御承知かと思いますが、アホウドリは今、鳥島にいるアホウドリと尖閣にいるアホウドリが恐らく2種に分かれるという方向になっているんですね。まだ日本鳥学会の目録では公認されていないんですけれども、間もなく確実だと思うんですが、それを含めても、そういった検討された上でのダウンリスティングでしょうか、それともそれは念頭になくされたということでしょうか。

○石井実委員長 尾崎係長、いかがでしょうか。

○環境省（尾崎） 申し訳ありません。念のため、議事を確認してお返事させていただいてもよろしいでしょうか。

○尾崎清明委員 よろしく申し上げます。

○石井実委員長 尾崎委員、そういう記載論文というのはもう出たのでしょうか。

○尾崎清明委員 ええ、出ております。ただ、問題は、トリシマアホウドリ、これまでアホウドリとされていた学名を継承するのが、もしかするとセンカクアホウドリかもしれないんです。つまり、最初に記載されたものがセンカクアホウドリを鳥島にいるアホウドリとして記載してしまっている可能性が高いので、今それをどうやって訂正するかという問題が出てきています。

ただ、いずれにしても、遺伝的にも分布的にも形態的にも生態的にもかなり違うということで、2種になることは間違いのないと思います。ということで、今回のダウンリスティングは、もちろんアメリカとかも知っている方が多いんですけども、そういったことを入れた上で検討されたかどうかというのを確認したかったんです。

○石井実委員長 そうしたら、尾崎係長、分かりましたらまた教えてください。

そうしましたら、次の資料3に行きたいと思います。こちらはハカタスジシマドジョウの保全のことですけれども、これについて御意見、御質問があったらお願いいたします。そうしましたら、成島委員、お願いします。

○成島悦雄委員 ありがとうございます。お願いですが、ハカタスジシマドジョウの保護増殖計画が策定されて、飼育繁殖にも取り組むというお話だったと思います。幾ら飼育繁殖させても、戻すところがなければ何の意味もないということになるろうかと思ひます。トキについては、幸い当時の農地をやられている方たちの多大なる協力があつて、基本的には餌資源も十分あつて戻して今のような、先ほどのお話ですと（野外での推定生息数が）500羽に上るような放鳥が行われているということでしたけれども、ハカタスジシマドジョウについても、繁殖はもちろん大切ですが、それ以上に労力がかかるのが生息環境の保全、あるいは回復だと思ひます。そこのところをぜひ力を入れてやっていただきたいということでお話しさせていただきました。

○石井実委員長 全くそうですね。野生復帰させても、その生息環境が駄目であれば無駄だと。よくざるに水を入れるようなものだと私は言ったりするんですけども、やっぱり生息地保全が大事だということだと思ひます。このあたりは福島補佐、いかがでしょう。

○環境省（福島） コメントありがとうございます。実はハカタスジシマドジョウは既に飼育下繁殖の取組を進めているところでして、併せて生息環境についても、かなり細かい微環境の調査をしています。その情報を元に、生息適地だろうというところをモデルなんかも使いながら推定して、大分解ってきているところです。実は野生復帰に向けた復帰候補地についても、今、調査を進めているところです。河川環境の改善には、やはり河川部局との協力連携がとても大事になってきまして、ここにつきましては、まさに福岡県の河川部局に工事の仕方にも配慮いただひいて、実はそれで生息環境が一定程度保全されるような工法についても解ってきているところです。

ですので、御指摘いただいたとおり、生息域外保全として飼育繁殖をするだけではなく

て、きっちり野生復帰というところを見据えて取組も進めているところですので、引き続き見守っていただけたらありがたいです。

○石井実委員長 ありがとうございます。成島委員、いかがでしょうか。

○成島悦雄委員 今のお言葉を聞いて少し安心しました。よろしく願いいたします。

○石井実委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて資料4に参りたいと思います。トキと共生する里地づくり、この部分で御質問、御意見があったらお願いいたします。中村委員、お願いいたします。

○中村太士委員 ありがとうございます。トキについては、随分前から佐渡島を中心にやられてきたと思います。新潟大学のいろんなシンポジウムとかに呼ばれて現地も見たりしていて、放棄農地的なものが佐渡にも非常に広がっていて、本当にうまく今後も継続的に生息場が維持できるんだろうかという問題が持ち上がっていたと記憶しています。その辺について、今の状況が分かれば教えていただきたい。

あと、国土交通省もたしか生態系ネットワークのプロジェクトを全国の地方整備局をベースにしてやっていると思うんですね。その中にトキも入っていると思うので、今回、里地ネットワークといったものを関東自治体でやったり、新潟県でやったりしていると思うんですけども、国土交通省がやっている生態系ネットワークとの連携はどうなっているのか、その辺を教えてください。よろしく願いします。

○石井実委員長 ありがとうございます。そうしましたら、いかがでしょう、岩谷補佐。

○環境省（岩谷） ありがとうございます。

まず1点目の耕作放棄地、今後も状況を維持できるかというようなことかと思いますが、御指摘のとおり、佐渡も物すごく熱心に今までやってきていただいたという事実はあるんですけども、全国的な課題かと思いますが、やはり高齢化というのは今後の課題にはなってきているということで、地元もそのあたりは認識をされていて、今も野生復帰が始まった頃から今に至るまで、民間のNPOとか、そういったところもいろいろと御協力をいただいているところでして、先日もネットワークの関係で、その関係の方からお話を聞くことがあったんですけども、次の世代にどうやって今のこの取組を伝えていくかというところはかなり悩ましいところだと聞いています。

今いろいろそのあたりも試行錯誤しているところでして、定年退職をされた世代、60とか、そういった世代の方をまずメインにやっていくというようなところで、いろんな取組をされていると聞いております。そのあたりで、やはり課題としてはあるというところで

して、全国的な問題ではあるんですけども、佐渡も共通してあるものではありませんので、うまく次世代に引き継げるように今普及とか、そういった民間ベースの取組とかも、より次世代に引き継げるように普及なんかも力を入れている状況ではあります。

もう1点ですけども、国交省の地政の関係との連携ということで御質問をいただきました。ネットワーク、先ほど申し上げましたように、今週月曜日、11月28日に初めての立ち上げという形でやらせていただいたところなんですけれども、あくまでネットワークは自治体中心の交流の場という位置づけではあるんですけども、やはりトキの保護増殖事業自体が国交省と農水省の共同策定のものでありますので、農水省、国交省にも今回声をかけさせていただいて、オブザーバーとしても地政関係の方も参加をいただいております。今後も、より情報共有を進めながら役割分担といいますか、協力できるところは協力して行って連携を強めていきたいと考えております。

○石井実委員長 ありがとうございます。中村委員、いかがでしょうか。

○中村太士委員 ありがとうございます。人口が減少することに伴う管理が行き届かない状況というのは、これからもどんどん出てくると思うんです。それを例えば田んぼとして維持するのか、もしくは湿地に戻すことによって、もう少しトキなんかの生息環境を整えていくのかとか、何か今どおりには進まない現状を考えていかないと、なかなか分散の計画がうまくいかないんじゃないかと思います。佐渡一つとっても難しい局面じゃないかなと思いますので、ぜひ環境省もその辺を考えてやっていただけると良いかなと思いました。

それから、環境省は今、地域の気候変動適応の議論もやっていると思いますので、その中で遊水地のような防災空間が、ここで言うとトキの分散の場所をつくっていくみたいなアイデアがあると思います。その辺も国交省と協力してやっていただけると良いと思います。これはコメントです。

○石井実委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん、よろしいですか。石井信夫委員、お願いします。

○石井信夫委員 ありがとうございます。ワシントン条約の話に戻るんですけども、先ほど尾崎委員から、アホウドリの扱いについて御質問がありましたけれども、私も資料に戻って見ないと正確なことは分からないんですが、今回のアホウドリについては1種ということで議論がなされたと思います。提案に2種に分かれるかどうかというようなことが書いてあったかもしれないんですが、提案自体は1種として提案されています。

それで附属書のⅠからⅡに移ったんですけれども、それはそもそも現在アホウドリは国際取引の対象になる可能性がないということで、昔、鳥島のアホウドリは羽毛が取引されていましたが、そういうことがないということで、そもそも附属書というのはレッドリストと違うので、掲載しないのが適切かもしれないんですが、いきなりⅠだったものをそこから外すことはしないということが決議で決まっていますので、一旦Ⅱに移して様子を見て、国際取引がない場合にはⅡからも外すというプロセスと考えている可能性もあります。

あと、ワシントン条約の種の扱いは、例えばアフリカゾウでも、今、森林ゾウとサバンナゾウと2種に分けるのが定説ですけれども、ワシントン条約ではまだ一つの種として扱っています。ということで、分類学の最先端の考えがそのまま会議に持ち込まれるということではなくて、かなりのタイムラグがあるのが実態だということ、説明を付け加えておきたいと思います。

○石井実委員長 ありがとうございます。尾崎係長、いかがですか。

○環境省（尾崎） 石井信夫委員、御説明をいただきましてどうもありがとうございます。御指摘がありましたとおり、アホウドリについては1種として審議をされておりまして、ただ、歴史的に2つの個体群があるということは提案書にも記載されていたほか、検討会でも有識者の先生には御指摘をいただいております。今回、附属書Ⅱに移行されていくということにはなりますけれども、その後、今回、例えば命名法の改正がありました。そういったところで実際2種に分かれるという場合には、基本的には2種が含まれるような形で変更されると思いますけれども、実際のところ、またそこも条約の有識者検討会といいますか、命名法について委員会等で検討された上で、これも決議として採択されるということになるかと思います。

○石井実委員長 ありがとうございます。尾崎委員、よろしいですか。

○尾崎清明委員 はい、了解しました。

○石井実委員長 ありがとうございます。

では、その他のところの3件、ほかはよろしいですね。

それでは、ないようでしたら、その他のところもこれで終了とさせていただきたいと思っています。

ほかになれば、これで全ての議題を終了としたいですけれども、尾崎委員、挙手されましたか。

○尾崎清明委員 すみません、時間が多少あるということを知ったので、ぜひお話ししておきたいことがあるんですが、国際希少種になっているナベヅルの件なんですけれども、今日の議題とは大分違うことなんです。御承知のように、出水の越冬地で鳥インフルエンザが発生しまして、恐らく数百羽がもう既に死亡ないしは保護されていると聞いております。

ナベヅルに関しては、出水が世界的に最大の越冬地なので、鳥インフルエンザによる大量死というのは絶滅に直結する非常に重大なものなんです。従来からツルの分散化とか、そういったことを環境省をはじめ検討いただいていると思うんですけれども、幸い何年か前から出水での鳥インフルエンザは出ていましたけれども、大量死はなかったんです。数十ぐらいだったと思います。ただ、今回は数百というオーダーで死亡が出ています。

それで昨年、イスラエルでナベヅルの近縁のクロヅルが数千羽というオーダーで死亡したという例があって、私は今年は非常にリスクがあると。去年も、そういうこともあって少し情報交換したことがあったんですけれども、そういうことで今回、今から何かできるかということは大変難しいと思うんですけれども、希少種の保全ということに関して物すごく重大な局面を迎えていると思いますので、もしよろしかったら、今分かっている範囲の情報を提供いただいて、私どもも少し勉強しなければなと思っています。

○石井実委員長 ありがとうございます。これはどなたに振ったらいいのですか。希少種保全推進室、よろしいですか。突然振ります、よろしくをお願いします。

○環境省（河野） 環境省の希少種保全推進室の河野でございます。御指摘どうもありがとうございました。

出水のナベヅルにつきましては、環境省としても非常に懸念をしているところでございます。現在、出水に出先の事務所があるわけでございますけれども、そちらに人を増員し、監視体制を強化しております。早期発見、早期除去に取り組んでいるところでございます。情報としては少し落ち着いてきたというところもあるようには聞いておりますけれども、引き続き監視の目は切らさずに、今後の対応についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○石井実委員長 ありがとうございます。尾崎委員、よろしいでしょうか。

○尾崎清明委員 ぜひよろしくをお願いします。ただ、今年が収束したとしても、リスクはかなり残したままで、多分増していると私は理解をしています。ですから、出水での給餌

の問題を含めて、分散化の検討を早急に進められることを私は希望いたします。

○石井実委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。角野委員、お願いします。

○角野康郎委員 吉田委員が述べられましたが、ため池について一言発言したいと思います。

私もため池の現状についてとても危機感を持っています。水田面積の減少に伴う灌漑用水としての役割低下、ため池を管理する人の高齢化、近年はゲリラ豪雨で堤防の決壊も相次ぎ、特に老朽ため池というのは危険なものだという意識が先行しています。

そういう危険とされるため池ほど自然がよく残っているというジレンマがあって、そういうところをどのように保全するかということが課題です。農水省はため池の多面的機能に注目してため池の保全を考えていますが、環境省の中にも湿地担当の方がおられると思います。

環境省ではラムサール条約登録の推進がどうしても中心になると思いますが、以前、日本の重要湿地を選定したときにはため池も対象にしました。今後、農水省との連携はもちろん大事ですけれども、環境省独自の湿地政策としても、ぜひため池の重要性を示し、守る方策を考えていくことをぜひ検討いただきたいと思います。

○石井実委員長 ありがとうございます。コメントとして受けたいと思いますけれども、何か希少種保全推進室からございますか。

○環境省（谷垣） ありがとうございます。おっしゃるとおり、水辺の環境というのが非常に課題になってきているということは、希少種保全推進室としてもいろいろ絶滅危惧種とか、次に指定すべきもの、保全すべきものが何かと考える中で、御指摘のとおりかなと思っております。

一方で、御指摘いただいたように、先ほど佐渡の話題の中で農地の問題もありましたけれども、どう管理していくのか、人手や土地利用といったところともすごく直結してくると思いますので、まずは局内でも、今、OECMなどの議論もありますけれども、そういった取組ですとか、先ほど中村委員からもあったような防災・減災と連携して動きができるかとか、そういったことも含めて、水辺環境、人が守ってきた環境といったところも含めて、どう位置づけていけるか、そういった目線でも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○石井実委員長 ありがとうございます。角野委員、よろしいでしょうか。

○角野康郎委員 よろしくお願ひします。

○石井実委員長 谷垣補佐からお答えをいただきました。

では、なければ全ての議題終了ということで、進行を事務局にお返しいたします。

○環境省（鈴木） ありがとうございます。石井委員長、これまでの長時間にわたる議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれまして、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございます。

なお、明日12月2日から12月9日までの1週間にパブリックコメントを実施いたしますので、再度の御案内をさせていただきたいと思ひます。

閉会に当たりまして、自然環境局野生生物課希少種保全推進室の河野室長から御挨拶を申し上げます。

○河野室長 環境省希少種保全推進室長の河野でございます。

本日は大変長時間にわたりまして御議論いただきまして誠にありがとうございます。メインの国内希少種の指定のみならず、その他の議題につきましても、科学的な観点から多くの御意見、御指摘をいただきまして感謝申し上げます。

本日の議論を踏まえまして、今年度の国内希少種の指定につきましては、なるべく早期の公布と施行を目指して手続を進めていきたいと考えているところでございまして、先ほどありましたとおり、明日からパブリックコメントについても開始をしたいと考えているところでございます。

引き続き、国内希少種の指定につきましては、その指定の必要性ですとか効果といったものをよく検討した上で、特定第一種、特定第二種といった制度もうまく活用しながら、効果的に種の保存が図れるように、種の指定の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。今後とも、専門的な見地から御意見、御指摘等をいただければ大変幸いに存じます。本日はどうもありがとうございました。

○環境省（鈴木） ありがとうございます。以上をもちまして、令和4年度希少野生動植物種専門科学委員会を終会といたします。本日は皆様どうもありがとうございました。